

第 22 回（平成 22 年度）加藤記念研究助成募集要項

1. 助成の趣旨

本研究助成は、バイオサイエンス分野における有能な若手研究者を見出し、その創造的かつ先駆的研究を支援することを目的とする。

2. 助成対象研究領域・課題

(1) 研究助成

①「メディカルサイエンス分野」

医薬・医療への応用を念頭に行う基礎的研究（以下は例示）

- ・ 哺乳動物の個体、組織、細胞等を用いた生理・薬理・病理現象等を解析する研究
- ・ 臨床応用を目指した基礎研究（医薬品候補の探索・生産研究は除く）
- ・ 病態診断技術の開発及びその基礎となる研究

②「バイオテクノロジー分野」

生物材料や生物機能を利用し、物質生産、有用物質探索、汎用技術の開発・応用等を念頭に行う研究（以下は例示）

- ・ 微生物、植物、動物等の機能を解析・利用して物質生産に繋げようとする研究
- ・ 生理活性物質・有用物質（医薬品候補含む）の探索、構造解析等に関する研究
- ・ 食糧・環境・エネルギー等に関わる生物材料や生物機能等を利用した基礎的研究

(2) 指定研究助成：「癌分野における基礎研究から臨床への橋渡し研究」

疾患に対する具体的な診断法・治療法が既に開発されており、その臨床応用を目指す研究、及びそれに準ずるもの。

3. 応募資格

国内の大学又は公的研究機関に所属し、以下条件を満たす研究者とする。

(1) 年齢（8月31日現在）

- ・ 研究助成：男性は 40 才以下、女性は 45 才以下
- ・ 指定研究助成：男性は 45 才以下、女性は 50 才以下

(2) 除外対象

- ・ 学生、大学院生
- ・ 過去に本助成を受領し 3 年間経過していない人（第 19 回以降の助成（平成 20 年 4 月以降研究開始）を受けた方は対象外）
- ・ 当財団選考委員と同一研究室に所属する人
- ・ 国外での研究
- ・ 類似研究（目的又は手段が実質同一）に対し、本年度に年間 1,000 万円以上の公的助成（科研費等）又は当財団助成金額を超える助成金を他財団等から受ける人

4. 助成金額

(1) 研究助成（総額 4,400 万円）

メディカルサイエンス分野 12 件、各 200 万円

- | | |
|------------------------|---------------|
| バイオテクノロジー分野 | 10 件、各 200 万円 |
| (2) 指定研究助成 (総額 600 万円) | 3 件、各 200 万円 |

5. 応募方法

当財団所定の書式により、下記の 2 種の書面をともに提出。書式はいずれも財団ホームページよりダウンロード可能。

(1) 書面提出

- ・ 「申請書」：正 1 通(片面印刷)、副 3 通 (両面印刷、正の白黒両面コピーで可)
- ・ 「推薦書」：正 1 通、副 3 通 (正の白黒コピーで可)

(2) メール添付提出

- ・ 「申請概要」：エクセル表に必要事項を記入しファイル添付の上メール送信。この際、ファイル名及びメール件名を「第 22 回加藤記念研究助成 (申請者氏名を記入)」とすること。

6. 推薦者

推薦者は以下の通りとし、各推薦者の推薦枠は 1 件とする (複数の組織長兼務の場合は各組織長名で推薦可能。付属病院長の推薦は不可)。

(1) 大学

- ・ 学部長、大学院研究科長又は研究所長 (単科大学の場合は学長)
- ・ 学部と同一系列・機能の大学院研究科は、合わせて推薦枠 1 件とする (例：医学部と大学院医学系研究科)。

(2) 国公立研究所及びその他公的研究機関

- ・ 研究機関(大規模研究機関・機構の場合は傘下の各研究所)の長

(3) 当財団の理事又は評議員(ただし、自身の研究室所属研究者は対象外)

7. 募集開始と締切日

- ・ 開始日：平成 22 年 6 月 14 日(月)
- ・ 締切日：平成 22 年 8 月 31 日(火) (当日消印可)

8. 選考及び決定

(1) 平成 22 年 12 月に開催の当財団選考委員会で選考の上、平成 23 年 2 月開催の評議員会の同意を得て理事会で決定

(2) 同等水準が採択数を超える場合、選考基準として以下を考慮

- ・ 新設・小規模の研究機関を優先
- ・ 研究室・テーマ立ち上げ状況を考慮
- ・ 女性研究者を優先
- ・ 若手研究者を優先
- ・ 地域性を考慮

9. 採否通知

- (1) 内定通知：平成 22 年 12 月 31 日までに採択予定者に電子メール連絡（受領確認）
- (2) 正式通知：平成 23 年 2 月 28 日までに申請者に書面で通知

10. 助成金の贈呈

(1) 贈呈式

平成 23 年 3 月 4 日（金）如水会館（東京都）にて開催するので参加のこと。旅費支給。

(2) 助成金贈呈方法

- ・ 平成 23 年 3 月末までに本人又は所属研究室等の銀行口座に振込む。
- ・ 本財団が大学等に直接寄附する奨学寄附金等の形態は採らないが、本人が所属機関に奨学寄附金等として再寄附のうえ、本助成の条件で利用することは認める。

11. 助成金の使途

- ・ 申請し採択された研究内容に限る。
- ・ 物品購入費用に限定せず、本人が使用する旅費・会議参加費・外注費等も認める。ただし、共同研究者の労務費、研究根幹に関わる外部委託費用は対象外。
- ・ 研究機関又は研究室全体の間接経費・一般管理費（オーバーヘッド）は認めない。
- ・ 使用期間は平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（2 年間）。

12. 研究成果等の報告

(1) 研究成果報告書

平成 25 年 3 月末迄に所定書式で提出（A4 書式 2 枚程度、研究期間終了前に書式連絡）。全文を当財団の年報、ホームページ等に掲載し、概要は文部科学省国立情報学研究所のデータベースに登録。

(2) 収支報告書

平成 25 年 4 月末までに提出

(3) 報告・交流会

平成 25 年 10 月に東京近辺にて開催するので参加のこと。旅費支給。

13. その他

- ・ 募集要項と共に「研究助成 Q&A」を財団のホームページに掲載している。研究助成についてよくある質問及び補足事項について説明しているので参照のこと。
- ・ 本助成に関して取得した個人情報、ホームページ掲載の「個人情報の取扱いについて」に従い、本助成に必要な業務に限定して利用する。
- ・ 助成決定者については、財団のホームページ、年報や報道機関その他により、氏名、所属機関、職名、助成対象となった研究題目等を公表する。
- ・ 提出された申請関係書類は、採否にかかわらず返却しない。

以上